

富総総発第176号
令和3年10月1日

富士市議会議長 米山享範 様

富士市長 小長井 義 正

富士市教育長 森 田 嘉 幸

文書質問について（回答）

令和3年9月8日付け富議発第47号による文書質問のうち鈴木幸司議員の質問について、次のとおり回答します。

1 違法に残土が埋め立てられた土地で営業するキャンプ場への対処について

(1) 原状回復について

違反事業の経過

平成30年 5 月	違反事業を発見、埋立事業者に中止するよう指導
平成30年 7 月	埋立て事業者に中止命令及び原状回復命令処分
平成30年 8 月	事実公表
令和 元 年12月	告発状を富士警察署に提出し受理された。
令和 2 年 7 月	事業地がキャンプ場事業者に売買された。
令和 2 年11月	条例違反及び森林法違反で埋立て事業者を逮捕
令和 3 年 2 月	埋立て事業者に執行猶予付の有罪判決が下された。

市はキャンプ場事業者に対し、この土地を埋め立てた事業者を条例違反及び森林法違反で告発していることや、土地利用よりも原状回復が最優先事項であることを丁寧に説明、指導し理解を求めましたが、キャンプ場事業者は市の指導を受け入れることなくキャンプ場をオープンさせました。このためキャンプ場としての利用を中止させるべく法律相談等を行いました。現在のところ中止させる根拠法令はありません。

これまで市が発出した原状回復命令等の行政処分は埋立事業者に対して効力があり、キャンプ場事業者には効力が及ばないため、原状回復についての協議及び指導は埋立事業者と行っています。

埋立事業者に対し、本年6月に条例に基づく意見聴取を行っており、その中で原状回復を履行するに当たりキャンプ場事業者との協議を促し、土砂の処分先やスケジュール等を明記した是正計画書を提出するよう求めています。

現時点では是正計画書の提出はされていないものの、キャンプ場事業者との協議には前向きな姿勢を見せており、今後も原状回復の履行を強く求めています。

キャンプ場事業者に対しては、原状回復命令の対象者ではないものの、敷地を安全に管理する責務があり、土砂が流出し被害をもたらした場合には責任を負わなければならないことを説明し、埋立事業者が行う原状回復に協力するよう求めています。

(2) 違法建築物への対処について

「違反建築物に対しどのように対処していくか」についてですが、はじめに都市計画法違反の建築物の設置を確認したという本市の見解と、何ら違法なく経営していると主張するキャンプ場事業者の見解との相違について説明します。

キャンプ場事業者がSNSで「開発中止に関しましては、キャンプ場及びピクニック緑地は開発行為から除外されておりますので、何ら違反なく経営しております。」と広言していることについては、キャンプ場事業者が言っているとおり、キャンプ場は、周辺地域の環境に悪影響をもたらすおそれがあるものとして規制の対象となる工作物ではないため、都市計画法で定める開発行為に該当しません。

しかしながら、当該キャンプ場は、本市の市街化調整区域に位置するため、建築物を設ける場合は、建築許可が必要となりますが、コンテナを改修したトイレや作業小屋をはじめ炊事場、薪小屋などの建築物を許可を受けずに設置したため、これらが違反建築物となることから都市計画法違反として是正指導しています。

この状況については、キャンプ場事業者も認めており、見解の相違はないと認識しています。

これまでの経緯としては、キャンプ場事業者が昨年8月にキャンプ場開設の意向を示した時から、事前指導をしていましたが、本年1月に現地調査を行い違反建築物を確認しました。

これに対し、幾度となく指導してきた結果、本年3月の現地調査により是正を確認し、一時は是正指導を終了していましたが、6月に行った現地調査で新たな違反建築物を確認したため、都市計画法の定めに従い、是正計画書の提出を促す「報告要求」を行いました。

提出された計画書にある是正期限後に現地を確認したところ、是正されていなかったため、本市が期限を定め、その期限内に是正措置を行うように勧告をしました。

本年8月25日に全ての是正を確認したため、現時点においては是正終了と捉えています。

しかしながら、キャンプ場事業者の是正方法は、トラックの荷台に乗せ、建築物ではなく車両とする簡易的なものであり、キャンプ場の営業を継続する意思も示していることから、今後も継続的に現地を監視していく必要があると考えています。

今後定期的に行う現地調査によって、再度違反建築物を発見した場合は、これまでの経過を踏まえ、ただちに次の段階である「弃明の機会の付与」、「是正命令」など、都市計画法に基づいた手続を進め、最終的には警察への告発も視野に入れ、毅然とした対応を行っていきます。

2 学校給食の公会計化に伴い学校給食用の業者登録制度を設けること等について

(1) 学校給食用の業者登録制度について

本市の学校給食費の公会計化については、令和5年度からの実施を目指し、教育総務課を中心に教育委員会関係課、校長会代表及び共同学校事務室並びに総務部、財政部、福祉こども部及び会計室の関係課で構成する富士市学校給食費公会計化準備委員会を設置し、検討を進めています。

公会計化の検討を進める中で、食材調達の仕組みの検討もしていますが、学校給食用食材の事業者登録制度については、現在も納入を希望する事業者に対し説明会を開催し、衛生管理や品質管理等の登録条件が確認された事業者に登録をしていただくことで、質のよい食材調達に努めています。

なお、説明会の開催については、市のウェブサイトに掲載し、新規に納入を希望する事業者の情報提供しています。

小規模事業者についても、これまでと同様に登録できますので、公会計化後も各学校がこのような登録事業者の中から発注を行い、地元事業者を利用するよう徹底を図っていきます。

(2) 給食食材の当日キャンセルの可能性について

現在、市内小中学校及び富士川学校給食センターは、主食については公益財団法人静岡県学校給食会と、副食等については各食材納入事業者と売買契約を締結し、食材の納入を受けています。

売買契約書の中で、主食の米飯については実施日の前日の正午まで、副食等の物資は納入日の前々日の午後5時までに連絡するなど、食材ごとにキャンセルできる期限を定めています。

このため、緊急事態宣言発令期間中かどうかに関わらず、給食実施日の当日にキャンセルすることはありません。

(3) 学校給食運営審議会及び専門懇話会の開催状況及び内容について

学校給食を適正かつ円滑に運営するための審議を行うため、令和2年度に学校給食運営審議会（別紙1）を設置し、同年度に2回開催しました。

また、審議会のほかに、学校給食に関するさまざまな課題について、保護者、給食事業者その他の関係者から意見を求めるため、給食供給方式、主食納入、副食等物資納入及び衛生管理の4つの専門懇話会（別紙2）を設置し、令和2年度は3月に副食等物資納入検討専門懇話会を開催しました。

今年度は、7月に主食納入検討専門懇話会を開催し、新学期から夏休み前までの主食の提供について振り返り、主食納入事業者と学校関係者により課題や要望について意見交換を行いました。

8月には、衛生管理専門懇話会として、学校薬剤師による資料提供や保健所による衛生監視指導実施後の事後指導等を内容とした専門懇話会を書面開催しました。

書面により、委員の皆様から多くのご意見をいただきましたので、取りまとめの上、

共有していきます。

今年度下半期は、学校給食運営審議会、給食供給方式に係る検討専門懇話会等を開催し、本市の学校給食を運営する中での課題解決を図っていきます。

別紙 1

「富士市学校給食運営審議会」の設置について

1. 設置の必要性

学校給食においては、給食費の適正価格、物資購入のあり方、献立の内容、学校給食の提供方法など学校給食を適正かつ円滑に運営するための審議の他、より効率的な運営方法のあり方や給食費の公会計化などの課題があります。

学校給食の食材料費は給食費として保護者並びに教職員が負担していますが、給食運営にかかる調理員等の人件費、燃料費、施設管理費、備品修繕費等は公費で賄われていることから、今後の学校給食の方向性について、学校関係者やPTAだけでなく、市民感覚の意見や有識者の意見を取り入れた審議会を整える必要があると考え、令和2年度に本審議会を設置いたしました。

2. 審議会の役割

- (1) 学校給食の運営に関すること。
- (2) 給食指導に関すること。
- (3) 給食費に関すること。
- (4) 給食物資・献立に関すること。 等

3. 委員構成（10人） 任期：2年

- (1) 市立小中学校PTAの代表（3人 市P連会長、他2名）
- (2) 公募委員（2人）
- (3) 有識者（2人 薬剤師、公認会計士等）
- (4) 保健所職員（1人）
- (5) 市立小中学校長の代表（2人 小学校校長、中学校校長）

事務局：学務課（課長、保健担当、給食センター長）、学校教育課教育指導室長
学校栄養士代表、調理主任代表

4. 開催回数と内容

年2回程度

1回目	2回目
学校給食年間活動報告 献立作成について 食材購入について	学校給食費について 学校給食優良校の選定について 献立作成について 食材購入について

※ 今後は学校給食費公会計化についても審議していきます。

別紙 2

専門懇話会の種類	意見を求める事項	参加者
給食供給方式検討 専門懇話会	給食運営に係る供給方式等に関する 事項	事業者代表 3人程度 保護者代表 2人程度 学識経験者 学校給食を考える会代 表 学校長代表 栄養士代表 調理員代表
主食納入検討 専門懇話会	主食の納入に関する事項	主食納入事業者 県学校給食会 学校長代表 栄養士代表 調理員代表
副食等物資納入検討 専門懇話会	副食等の納入に関する事項	事業者代表 保護者代表 2人程度 学校長代表 栄養士代表 調理員代表
衛生管理 専門懇話会	調理工程における衛生管理及び異物 混入の防止に関する事項	保健所食品衛生監視専門班 薬剤師 学校長代表 栄養士 主任調理員